系譜史料としての新出土墓誌 臨海出土墓誌群を材料として

森田憲司

定の地域から発見された墓誌群の史料的価値の確認とその

はじめに

し、他の典籍の形で残された史料とは異なる利用の可能性を強く見出すことのできるものとして、墓誌と題名に注目を考えている。そして、後述するような石刻の史料的特性をは何なのかという問題筆者は近年、石刻の史料的特性とは何なのかという問題

れまでにも検討材料として提示している浙江省東部の臨海があることを、いくどか発言してきた。この文章では、こ

代の官僚家系について論じることよりも、墓誌、とくに特ることを述べたいと考える。ただし、本稿においては、宋た墓誌の史料的特性の確認と、それによって明らかにできされる士大夫の家系を具体的に検討し、これまで述べてき市(台州臨海県)出土の南宋墓誌群について、そこに見出

された臨海市出土の「墓誌」のうち、五四件が宋代、それ豪編(宗教文化出版社)二〇〇二)である。この本に収録

の主たる来源は、近着の『臨海墓誌集録』(馬曙明、任林りながら述べていこう。まず、以下の文章で使用する墓誌録する文献について、整理しておきたい。時代をさかのぼ最初に、臨海、さらに南宋台州地域における墓誌群を採

誌史料の利用のための準備作業となると考えている。て、こうした検討は、今後も出現し続けるであろう新出墓利用の可能性、さらには限界の検証に、重点を置く。そし

『臨海墓誌集録』について

が表紙のデザインとして趙汝适の墓誌を用いている以外に 残り一つは明代)の拓影が掲載されており、『臨海墓誌集録』 である。共通して収録されているものについて、録文、法 地区文化局の編で内部発行された、『台州墓志集録』であ 集録』が公刊され、『台州墓志集録』に所収の臨海出土の であるが、これまで引用を控えていた。今回、『臨海墓誌 なり以前に入手され、筆者も利用の便を与えられていたの と注記しておいた)。この書物は広島大学の岡元司氏がか る墓誌については、後掲の表の「参照事項」の項に「拓影」 は拓影を載せていないのに比して、有用である(拓影のあ あろう。また、巻頭に八件(そのうち七件が宋代のもの、 書が『臨海墓誌集録』のもととなっていると考えていいで 量・出土経緯などの表現が同文であることから考えて、同 宋は大観二年のもの一件のみ)、うち臨海のものは三四件 る。同書には、宋代の墓誌は四八件が収録されており(北 に中国で刊行されている。台州地区文物管理委員会、台州 れに先立ってもう一つこの地域の墓誌資料集が一九八八年 の用法については、六一頁で説明している)。じつは、こ もすべて南宋のものである(本稿中における「墓誌」の語 墓誌について、今回の検討に関連する項目を整理した一覧 として、阮元の『両浙金石志』があるが、所収の当該地域 る。さらにさかのぼると、より広い範囲を対象としたもの に登場することが少なくなく、補完関係にある史料群であ との重複はない。むしろ、同一家系にかかわる人物が両方 朝末期までに出現したものであるから、『臨海墓誌集録』 墓誌が収録されている。言うまでもなく、所収の墓誌は清 られるようになったことになる。 では一五年間に南宋時代の墓誌史料が約二○件も新たに知 ついでながら、石刻史料、とくに墓誌の史料的魅力の一つ の機会に紹介することとした。岡氏のご配慮に感謝したい。 ては、参照の項に「集録」と注記した。ついで、『台州金 (連番1-)、『台州墓志集録』にも収録されるものについ 表を作成した。まず『臨海墓誌集録』所収のものを採録し の墓誌は四件で、すべて『台州金石録』と重複している。 (嘉業堂叢書所収、石刻史料新編に影印)があり、一五の は新出史料の出現であるが、この二書を比較すると、臨海 さて、これらの文献で見ることのできる南宋台州地域の 一方、清朝石刻学においては、黄瑞が編んだ『台州金石録』

墓誌は、すべて収録されていることが確認できたので、こ

石録』所収のものを採録し(連番10-)、『両浙金石志』所

- 54 -

る場合は、この表の連番によることとする。 台州金石録」とした。以下でこれらの墓誌について言及す 内容から、表のタイトルを「臨海出土墓誌所収墓誌一覧附 収のものについては、参照の項に注記してある。こうした

墓誌の史料的特性と臨海出土南宋墓誌の特徴

この問題については、「『臨海墓誌集録』所収資料から見た がこれまで述べてきた意見を整理し、再述しておきたい。 最初に、筆者の考える墓誌の史料的特性について、筆者

いるので、詳しくはそれを参照していただきたい。 料通信』六 二〇〇六、以下前稿と略称)において述べて 問題は二つに分かれる。すなわち石刻史料全体の持つ特

新出宋元墓誌の史料的特性」(『一三、一四世紀東アジア史

別性」である。すなわち、石刻の多くが、個別の事象、た 料的特性として筆者が常に挙げるのは、「同時間性」、「個 性と、墓誌の持つ特性である。石刻史料が一般的に持つ史

背景に作り出されたものであることは、ご存知のとおりで とえば、故人や神々への顕彰、建造物の修築などなど、を

あり、また、石に刻された内容は、原則としてはそれが刻

後述する。

当然墓中からの出土の形で我々の視野に出現するのであ

し、特定の時点での内容の固定は、系譜史料としては、利 刻史料の独自性を利用した研究ということになろう。ただ に異なる。こうした要素をどのように活用するのかが、石 は、その内容と史料の成立とのタイムラグにおいて、大い 経ていることが少なくない正史をはじめとする典籍史料と された時点で内容が固定されるから、何度もの編纂課程を

発行形態の雑誌なので、その後の考えや知見も含めて、す あるが、同誌は科学研究費のニューズレターという特殊な 稿の主題であるから、それを参照していただけばいいので

などを挙げることができると、私は考えている。これが前

次に、墓誌にかかわる史料的特性として、「存在の遍在性」

用の上での限界にもなりうることは後述する。

ねられている場合もある、というあたりであろう。 ただし、 形のもの一枚であり、蓋と呼ばれる誌名を記した石刻が重 の略歴を記した石刻(磚の場合もある)で、一般的には方 こし丁寧に再述しよう。 「墓誌」の一般的イメージは、墓室内に置かれる被葬者

今回取りあげる臨海の場合は必ずしもそうではないことは

ように、故人の遺族が撰者であるものが臨海墓誌群には多 が後世に残されるかどうかもまた、時代の選択の結果であ 否かは、撰者あるいは編者による選択の結果であり、文集 残されたものの方が多いが、ある墓誌が文集に残されるか とながら、現在見ることのできる宋元墓誌の数は、文集に を残しえた人々の各階層に遍在するはずである。当然のこ ることに変わりはない。したがって、いわばランダムアク を見ていただければ、おわかりになるだろう(この論文 るから、遍在性は期待できない。さらに、以下で紹介する セスであるから、出現する墓誌は、ある地域において墓誌 の墓が発掘の対象に選ばれたのはほとんどの場合偶然であ ある。たとえ、考古学的発掘の結果であったとしても、そ せよ、その出現は偶然の産物であることが、墓誌の特徴で に掲載の表では割愛している)。 発見の経緯が何であるに 載した「臨海出土墓誌所収墓誌一覧」の「発見状況」の項 が再発見される場合も少なくないことは、すでに前稿に掲 伝来も文物としてではなく石材として保存されているもの なく、工事や陥没など偶然の機会に出土することが多く、 るが、それは必ずしも考古学的発掘の成果によるものでは

く、当然文集は残っていない。なお、「出現の偶然性」は

多くないことである。オリジナルの誌名で数えると、墓誌てれを転記し、被葬者の名前を()内に注記した。題額や横題がある場合はそれを優先し、次いで冒頭の表記を用いた。原石にそうしたものがない場合は、『臨海出土墓誌』、「台州金石録』が付した名称を用い、*を付している。さて、ここで気がつくのは「墓誌」と称するものが必ずしもで、ここで気がつくのは「墓誌」と称するものが必ずしもであると考えのいては、できる限り原石の表記に拠るべきであると考えついては、できる限り原石の表記に拠るべきであると考え

代の人物の「墓誌」であり(実際には南宋のものしかない)、 (**)なるが、対象は『臨海出土墓誌』(連番1-54)所収の宋

料著録についての考え方について述べたい。くりかえしに凡例を兼ねて、その特徴を紹介し、あわせて筆者の石刻史

考える。

ている墓誌とでは、「遍在性」について事情を異にするとまり、それが出土する場合と、はじめから埋蔵を目的としめは屋外に立てられていた石刻が何らかの事情で地中に埋

次に、臨海の墓誌群に話を転じる。まず、掲載した表の

出土石刻一般についても当てはまる要素ではあるが、はじ

まず、「誌名」の項を見ていただきたい。筆者は石刻に

臨海出土墓誌所収墓誌一覧附台州金石録

	_											_				
16	15	14	13	12	1	10	9	00	7	6	نا	4.	ω_	N	<u> </u>	
姜郾壙志*	朱增妻范氏壤志*	朱增擴志 *	宋故府君陳公(椿)墓 志	王玠継室張氏壙志*	王玠曁妻范氏壙志*	10 謝燁墓志 *	宋故安人宋氏 (謝坦然 妻) 之墓	宋故孺人何氏(余焕 妻)墓志	, 宋故校尉余公(焕)墓 志	有宋王君景任 (鼎臣) 墓志	王奉世妻盧氏壙志*	王之望妾□氏壙志*	王之望墓志	綦崇 礼墓志銘 *	宋故淑人王氏(曹勛 妻)之墓	誌名
嘉定 5 /1212	紹定 2 /1229	開禧 2 /1206	開禧元 /1205	嘉泰 4/1204	嘉泰 4/1204	嘉泰 4 /1204	嘉泰 2 /1202	紹熙 4/1193	慶元6/1200	開慶元 /1259	紹定 2 /1229	不明 (欠)	乾道7/1171	用	紹興 24/1154	作成年
祖父:通議大夫父:朝議大夫	长 思	苗父:なこ父:忠州文学	三代不仕	なし	なし	三代不住 父: 試于資不利	不明	用	三代不仕	祖父:監楼店務 父:戸部郎中	不明	(欠)	祖父:贈位父:進士,朝散郎	不明	不明	祖父・父舅
文林郎 (父郊祀恩)	なし	なつ (姫鶴校)	なし	なし	なし	将仕郎 (姚興の恩)	承事郎	不明	校尉(買官?)	なし	なし	可上	祖父:贈位 資政殿大学士開国父:進士,朝散郎 伯	不明	保信軍承宣使	本人・夫官品
なし	なし	なし	なし (業儒)	なし	なし	太学生,修進士業	奉議郎	なし	なし	兄・朝奉大 夫王亜夫	なし	朝奉郎	右従事郎他	祖子	成忠郎	子・主葬者
奉常	曹祖:大理寺丞祖父:知松赐県 父不仕	参議公曾孫女	なし	なし	祖父:大理寺丞 父:通城令	なし	承節郎	三代不仕	なし	参知政事曾孫	三代不仕	不明	なし	不思	不明	妻父・祖父
	*	*	*		*	*										女 逝 士
476	180	190	408	320	156	475	63	208	522	286	244	255	2419		91	字数
4	41	41	₩	4	4	4	なし	*	4	Я	#	4	4		#	光
24p, 集録 13p	23p.11 のメイ	22p	20p	19p.11 と同じ女婿が志者。 こちらは進士の表示なし	18p. 王象祖が叔父	16p, 深甫の系統とは 6 代前 に別れる	15p. 集録 11p 拓影	14p	12p	11p, 3の曾孫、集録 33p	10p, 集録 32p	9 p. 残欠 (墳磚泥時摩滅) 3 で未仕の鉛が朝奉郎	4 p. 宋史 372	3 p. 残石, 宋史 378, 集録 6 p	2 p. 宋史 22	原本頁と参照事項

33 有宋	32 宋故[彦熙]	31 趙彦明	30 趙汝	29	28	27 宋故?	26 宗故	25 陶驥	24 故陶6	23 陳君(22 有宋i	21 宋故!	20 (佚名)	19 未 年	18 余数	17 宋故/
有宋夫人楊氏 (趙汝兪 妻)墓志銘	宋故国太恭人陶氏 (趙 彦熙妻) 墓志	趙彦熙墉志*	趙汝适墉志*	宋故府君胡公 (炳暨 孺人黄氏壙志	先妣孺人詹氏(陳鈴妻) 嫌記	宋故孺人林氏 (揚彦通 妻) 墓志	宋故駐泊揚公 (彦通 壙志	25 陶驥妻包氏壙志*	24 故陶処士(驞)擴志	23 陳君卿 (容) 墓志銘	有宋進士陳君 (容)之 墓	宋故監岳徐公 (邦用 墓志) 據洪 *	宋牟安人(応宏 妻) 曠志	18 記 宋故進士応公(納) 壙	17 宋故府君 (謝開) 墓志
														無禁		
.?	淳祐 12/1252	端平元 /1234	宝慶 4 /1228?	紹定 3 /1230?	宝慶2/1226	嘉定 11/1218	嘉定 14/1221	端平元 /1234	嘉定 13/1220	嘉定 10/1217	嘉定 10/1217	嘉定8/1215	庚寅	嘉定以降	嘉定 6 /1213	嘉定6/1213
				三代不仕	父: 修撰少卿	祖父:武経郎	祖父:武経郎 父:成忠郎,丐閑	なし	っな	奉議郎	父:進士(淳熙 14),奉議郎	祖父以前不住父:進士、県尉	思	不明	なし	三代不仕
余金	完全	宗童	金金	なし	辟幕府	なし	辞駐泊	文中に夫は進士	紀士	待補国学	待補国学	監衡岳 (恩)	光照	泰州助教	なし(無成)	不仕
				なし	なし	業語	なし	なし	なし	なし	なし	なし	刊明	是	業需	業 進 士 . 待 補国学
				従政の孫	祖父:朝散郎父:中大夫	なし	不明	処士	なし	祖父:校書郎	祖父:秘書奉護	なし	刊明		泰州助教	なし
	*	*			*	*	*	*	*	*	*	*		*	×	*
	330	408	756	494	589	210	500	260	192	432	234	336			384	550
	41	41	41	41	4,		益?	41	41		41	41		4	母党	41
49p. 下截右面欠	48p. 集録 35p 拓影	47p, 集録 35p	45p, 集録 35p 拓影	43p	41p. 集録 27p	40p. 集録 26p	38p, 集録 24p	37p	36p	34p, こちらには進士の表現 なし , 集録 23p	33p. 進士 (篆額), 集録 22p	31p. 集録 20p. 婿に応称	30p, 断片 , 集録 19p	29p. 下半残 .娘は 35 で ,34 鹿愿の妻 . 集録 18p	28p. 纂額には進士だが、本 文では「無成」、19 宏甫の子, 集録 17p	26p, 集録 15p

50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34
宋故先君黄公(之奇) 嫉記	先君宮庶戸部侍郎贈通 議大夫慥堂鄭公(雄飛) 景定 5 /1264 歳月記	□尚絅妻李氏壙志*	有宋夫人何氏(張皓妻) 壙志	宋肖岩居士先府君(揚輝)壙志	宋故孺人繆氏(章穂妻) 擴志	謝渠伯重葬墓志 *	毓母安人蔡氏 (謝奕進 生母) 墓志		陳文広壙志 *	宋故周 (希祖)任孺人 曠志	宋故秘閣玉局宗卿董公 (亨復) 壙志	宋故孺人何氏(余璿妻) 擴志	李灼然墓志 *	宋故臨海鹿府君(祖烈) 壙記	宋応氏 (鹿愿妻応次昭) 墓	34
咸淳 5 /1269		景定 4 /1263	宝祐 4 /1256	宝祐2/1254	宝祐 2 /1254	庚辰 (1280?)	宝祐3/1255?	宝祐2/1254?	淳柘 11/1251	淳祐 7 /1247	淳祐6/1246	淳祐 5 /1245	淳祐 4 / 1244	淳祐9/1249	嘉熙元 /1237	嘉熙元 /1237
曾祖父:承信郎祖,父不仕	祖父:贈官父:承務郎	不明	不明	なし	不明	不明	不明	不明	不明	祖父:迪功郎 父:なし	贈官	なし	不明	祖父:朝散郎父:奉護郎		祖父:朝奉郎父:朝散郎
なし	進士 (端平 2/1238) 通議大夫	和明	なし	不住	不明	不明	保康節度使	六	なし(辞恩)	処士(豪額)	進士(嘉定 7/1214) 朝奉大夫	なし	進士 (慶元 2/1196) 従事郎	なし(不中)		奉議郎浦城知県
なし	国子進士、将任郎		なし	進士,承節即諸醫県尉	承信郎,習進士業	八田	保養郎	不明	なし	なし	将任郎	なし(幼)	死亡	なし		なし
成忠郎の孫	なし	朝散大夫(李 庚)の孫	不明	なし	三代不仕	不明	不 題	上會	なし	なし	なし	祖父は仙居駅?	是是		泰州助教	なし
*	*		*	*	*				*	*	*		*			
475	2220		160	966	570	252	240	192	368	621	760	220	192?	336	396	220
4	4	4	#	Ŧ	4	族内	7	*	41	41	41	*	光	41	4	41
75p,51 処恭の父	71p. 紹興知府 , 戸部侍郎 , 集 録 54p	70p, 志石多塊, 下欠, 集録 53p	69p, 孫女適宗学進士趙必庚	67p. 集録 49p	65p, 填諱契侄趙崇侇, 集録 45p	64p, 断片 , 理宗謝皇后の一 族 , 集録 44p	63p, 理宗謝皇后の一族 .集 録 43p	62p. 理宗謝皇后の一族 .集 録 42p	61p, 集録 41p	59p. 集録 39p	57p	56p. 集録 38p	55p. 断片	54p,34 鹿愿の子、妻は「進士」 の女、集録 10p	52p,19 応氏の娘 , 集録 8p	51p,106 鹿昌運の子 .集録 7p 拓影

一直氏 (李舜																		_
公(114	113	112			109											52	51
なし なし なし なし なし なし 580 子 77p,50 之奇の子 なし 2	洪□□壙誌残石*	宋上蔡書院堂賓王君 (復)墓誌銘	(¥	宋永州通判王公朝奉 (诠) 墓誌銘	宋故安人戴氏 (楊嗣参妻) 壙誌	宋故処士林君 (宓) 墓 銘	朝議大夫張栄残墓誌*	宋故紹興府学教授通 直林君 (仍) 墓誌銘	宋朝散郎知連州鹿公 (昌運) 墓誌銘		呂某残志 *	金部郎鹿何墓誌銘*	周夫人墓誌銘	使赚			李舜瑛妻) 墓	先君黄公(処恭)壙
なし なし なし なし なし なし 580 子 77p,50 之奇の子 なし 2		咸淳 6 /1270	景定2/1261	_		嘉定6/1213		紹定元 /1228	嘉定8/1215	開禧元 /1206		淳熙 11/1184			至元 29/1292?	咸淳8/1272		至元 28/1291, 咸淳 8/1272 卒
なし なし 不明 不明 323 夫 79p.集録60p 進士 . 不明 なし 欠落 * 〒 81p. 展 1/3, 集録 62p 進士 . 本講郎? なし 不明 323 夫 79p.集録 60p (世士 . 本講郎? なし 不明 323 夫 79p.集録 60p (世士 . 本講郎? なし 不明 323 夫 79p.集録 60p (本 . 上 . 本講郎? なし 不明 323 夫 79p.集録 60p (本 . 上 . 本講郎? なし 4/1211) (本 . 一 . 本 . 上 . 会社		祖:廸功郎,父: 欠落	為十	祖父:進士(紹興8)資政殿大学士,父:朝議大夫直秘閣	なし	三代不仕		三代不仕	朝奉郎	三代不仕		三代不仕	不明	祖父:待制陳公輔,父:廸功郎	父:廸功郎?	三代不仕	不明	
なし なし 580 子 77p,50 之奇の子 不明 不明 323 夫 79p, 集録 60p なし 不明 子 81p, 残 1/3、集録 62p 修職 郎、将 欠落 * 1960 台州金石録 7、臨海 台州金石録 7、臨海 台州金石録 7、臨海 台州金石録 7、臨海 音順 能土 細功郎 * 2886 台州金石録 7、臨海 合州金石録 7、臨海 合州金石録 8、両部金石 なし 家信郎 なし * 1344 台州金石録 8、両部金石 台州金石録 9、 臨海 ・		廸功郎,	なし	朝奉郎	奉士	処士		通直郎,進士(嘉定 4/1211)	朝散郎	廸功郎(改元恩)		進士 (紹興 30/1160) 朝奉郎	文林郎	朝奉大夫	進士?.奉議郎?	進士,不明	なし	なし
580 子 77p.50 之奇の子 323 夫 79p. 集録 60p 子 80p. 下蔵断失. 集録 60p 子 80p. 下蔵断失. 集録 62p 子 81p. 残 1/3. 集録 62p 台州金石録 7. 臨海 台州金石録 8. 區海 台州金石録 8. 區海 台州金石録 9. 面浙金石 11.34 鹿愿の父 台州金石録 9. 価店. 109 をの子 1353 台州金石録 9. 幅海, 改道 台州金石録 9. 幅海, 交通・謝奕音 9. 11.54 鹿屬の子 台州金石録 9. 幅海, 交通・謝奕音 台州金石録 9. 幅海, 交通・謝奕容 台州金石録 9. 価店. 109 方針金石録 11. 臨海, 女道 台州金石録 11. 臨海 台州金石録 11. 福海			なし	文林郎	なし	会稽郡文学				承信郎			進士	<u></u>	なし	なし	用	なし
580 子 77p.50 之奇の子 323 夫 79p. 集録 60p 子 80p. 下截断失, 集録 60p 子 81p. 残 1/3, 集録 62p 台州金石録 7. 臨海 台州金石録 8. 區海 台州金石録 8. 區海 台州金石録 900 台州金石録 9. 區海 3. 大平 台州金石録 9. 區海 3. 世子 台州金石録 9. 區海 4. 投資・謝安容 台州金石録 9. 區海 558 族孫 台州金石録 11. 區海 3. 之望の孫, 紀 子 台州金石録 11. 區海 558 族孫 台州金石録 11. 區海 6. 台州金石録 11. 區海 台州金石録 11. 區海 6. 台州金石録 11. 區海 台州金石録 11. 區海 台州金石録 11. 區海 台州金石録 11. 區海		不明	なし	なし	処士	なし		なし	なし	なし		知宝応県	廸功郎	欠落	不明	欠落	不明	なし
子 77p.50之奇の子 夫 79p.集錄60p 子 80p.下截断失,集錄62p 子 81p.残 1/3.集錄62p 台州金石錄 7.臨海台州金石錄 7.屆海台州金石錄 8.屆海台州金石錄 8.屆海台州金石錄 9.屆海 6.別金石錄 9.但居 1.09 左 6州金石錄 9.區海 6.現年台州金石錄 9.區海 6.現金石錄 9.位居 1.09 左 6州金石錄 9.區海 5.現年台州金石錄 9.區海 5.現年台州金石錄 9.區海 5.及中台州金石錄 9.區海 5.及中台州金石錄 9.區海 5.及市州金石錄 11.區海 5.及市州金石錄 11.區海 6.州金石錄 11.區海 6.州金石錄 11.區海 6.州金石錄 11.區海 6.州金石錄 11.區海 6.州金石錄 11.區海 6.分量石錄 11.區海									*			*	*	*		*		
77p.50之奇の子 79p.集錄60p 80p.下截断失,集錄62p 81p.残1/3.集錄62p 6/州金石錄7.臨海台州金石錄7.兩游金石10.臨海,謝深前接台州金石錄8.而游金石11.34 應愿の祖父台州金石錄9. 临海, 残中台州金石錄9. 临海, 残中台州金石錄9. 臨海, 交通台州金石錄9. 臨海, 交通台州金石錄11. 臨海, 3之望の孫, 配台州金石錄11. 臨海		900	558	1890	336	1353		1148	1344	805		2886	900	1960			323	580
10 20 20 20 20 20 20 20			族孫												41	4	*	4
	台州金石録 11, 不明,	台州金石録 11, 臨海		台州金石録 9, 両浙金4 11, 臨海 3 之望の孫, 例 子	福	录 9. 仙居	福	台田	両浙金	台州金石録 8, 太平	台州金石録 8. 臨海	金	₩	台州金石錄 7. 臨海	81p. 残 1/3, 集録 62p	80p, 下截断失, 集録 61p	79p, 集録 60p	77p,50 之奇の子

のが収録されている。以下、本稿においては、こうした墓 少なくなく、先に書いたような墓誌の一般的な形態とは異 ど、「碑」と呼ぶほうが適当ではないかと思われるものが 『臨海墓誌集録』には採られていないため、ここでは対象 の墓誌あるいは墓碑にあたるものとして、「塔銘」があるが、 いものがほとんどであるためである。また、僧侶にとって ととする。なお、「墓誌銘」としないのは、「銘」を有しな 中に納められた石刻の総称として「墓誌」の語を用いるこ 拓本匯編』の南宋時代の巻に三件、元に三件、この種のも ものではなく、たとえば、『北京図書館所蔵中国歴代石刻 じ機能を持つものであるとしたい。この種の石刻は珍しい 室中に納められたものであると考えられるので、墓誌と同 (30、46ほか)のような表現があって、これらの石刻は墓 きる。ただし、文中に「納諸壙」(2、33ほか)、「以蔵諸幽」 されている拓影(たとえば34鹿愿壙志)から知ることがで なっている。その具体的な姿は、『台州墓志集録』に掲載 略したが、その形は縦に長く、篆額や横題などを有するな また時代が下がるほど増えている。また、表では法量を省 が一五、壙記(壙志)が一七と、むしろ壙記の方が多く、

> 次項の「制作年」は、この種のものでは、生没年を採録 が項の「制作年」は、この種のものでは、生没年を採録 が現過することが少なくなく、とくに夫婦墓などの時間 造葬や合葬などのために、没年と墓誌の制作年代との時間 造することが少なくなく、とくに夫婦墓などの場合、 とが生じやすい。筆者としては、墓誌の内容の検討のため でデータとしては制作年の方が適切と考えるため、このよ のデータとしては制作年の方が適切と考えるため、このよ うにした。

明言していない場合でも、「潜徳」、「隠徳」などの表現がの各項目を設け、それらの人物が在官の場合は、墓誌中のと関係や地位についての検討を主としたいため、官品をとの関係や地位についての検討を主としたいため、官品をとの関係や地位についての検討を主としたいため、官品をとの関係や地位についての検討を主としたいため、官品をできる場合もこの項目には記入せず、必要な場合は「参照できる場合もこの項目には記入せず、必要な場合は「参照できる場合もこの項目には記入せず、必要な場合は「参照できる場合もこの項目には記入せず、必要な場合は「参照できる場合もこの項目には記入せず、必要な場合は「参照の記事なし、「不明」は名前なしを示し、また、文中に官の記事なし、「不明」は名前なした。ただし、「恩徳」などの表現が以下には、本稿と関係の深い家族関係の項目が並ぶ。「祖以下には、本稿と関係の深い家族関係の項目が並ぶ。「祖以下には、本稿と関係の深い家族関係の項目が並ぶ。「祖以下には、本稿と関係の深い家族関係の項目が並ぶ。「祖

としていない。

あって、文意から官途についていないことが読み取れるも

作成にもかかわるわけであるが、男子がない場合、妻や兄 という項目設定には、説明が必要であろう。言うまでもな 弟、場合によっては親が主葬することになる。墓誌は故人 く、一般的には故人の男子が葬礼、埋葬を主催し、墓誌の れであり、妻自身の父・祖については「妻父・祖父」に記 主体として記入している。つまり、父、祖父の項は夫のそ のゆえである。また、家族関係の項目のうち、「子・主葬者」 している。項目名に、舅や夫の文字を用いているのは、そ 誌」(12、五五八字)で、いずれも「壙誌」である。これ は、「宋故安人戴氏壙誌」(11、三三六字)と「宋方府君壙 少なさである。その一因は、「壙志」の類が多いことにも 由来する。『台州金石録』でも、目だって字数の少ないの 録』のものと比較した場合、まず目に付くのは、文字数の せた数字を用いたので、実際に刻されている文字数はそ れより少なくなる。『臨海墓誌集録』の墓誌を『台州金石 の典拠に記されている行数と行あたりの字数を掛け合わ

のについても、「不仕」とした。なお、妻については夫を

とかかわる。まず、墓誌の字数だが、ここでは、それぞれ

族のために書かれるものでもあるので、このような形で項 のためのものであるとともに、あるいはそれ以上に葬る遺

目を設けた。男子以外の場合には関係を注記している。

る場合は、注記するようにした。「女適進士」の項目を設 が、とくに科挙関係については、墓誌に関連する表現があ の対象であるため、上記のような項目設定をしたのである 本稿では、墓誌の主人公やその家の社会的な階層が関心

め、検討の手がかりとするためである。 士」に嫁したことを述べる墓誌が、臨海墓誌群には多いた けたのは、以下にも述べるように、女子あるいは女孫が「進

次の「字数」と「志者」の二項目も、臨海墓誌群の特徴

自身で書いたり、近縁の者に依頼すれば済む、「壙志」の 著名人に依頼することが必要な墓誌は敬遠されて、主葬者 あるから(22・23の陳容のみ)、第三者、それも可能なら といった表現が見られるように、「壙志」の類はしかるべ という一応の説明が可能ではある。 刻で、墓誌あるいは墓誌銘よりは簡略な記述になっている き文人に「墓誌」を依頼できないまま仮に墓中に入れる石 潜徳未得当世秉鴻筆者為之状、姑叙其大略而納諸幽」(17)、 ただし、これらの墓から墓誌が併出している例は皆無で

については、例えば、「事叢力弱、未暇求銘於立言之君子、

者によるものである。 を記した。一見すればわかるように、そのほとんどが近親 のため、「作志」の項を設け、被葬者と志の撰者との関係 類が選択されたのではないだろうか。こうしたことの確認

朝奉大夫直秘閣玉牒局宗正少卿)、鄭雄飛(49、通議大夫 事実、王之望(3、参知政事資政殿大学士)、董亨復(39、 戸部侍郎)などの一部の者を除くと、『臨海墓誌集録』の 族の社会的階層の反映の可能性を考えることができよう。 こうした選択がなされた理由の一つとしては、故人や遺

い。もっとも、宗室の趙汝适(『諸蕃志』の撰者、 おける「決まり文句」となっていたという側面も考えられ 蔵諸幽」(30)とあるように、この種の表現は、「壙志」に 襄人事、未及丐銘於立言君子、敢叙世系官遷歳月、書石以 夫で没)のような人物の壙誌でも、「崇縝(男子)等忍死 被葬者の方が、『台州金石録』に比べて低い地位の者が多

せられているが、この件数の持つ意味に触れておきたい。 南宋五四件、元六件の「墓誌」が、『臨海墓誌集録』に載 の特色であるが、それ以外にも、注目すべき点がある。まず、

以上が各項目の設定の理由とそこに見られる臨海墓誌群

る。

土墓誌』を見ても、北朝や隋唐のものに比して、宋元の墓 ろう。また、国家事業としておこなわれている『新中国出 ないが、それよりはるかに少ないことは、間違いないであ されているのに比して、充分な検証をおこなったわけでは 洋史資料叢刊三 二〇〇四)において、六八二八件が著録 氣賀澤保規編『新版唐代墓誌所在総合目録』(明治大学東 これまで紹介されてきた宋代の墓誌の数は、唐代の墓誌が、

者の関心が宋代以降に薄いことも考えられるが、明清墓誌 したとは考えにくい。一つの理由としては中国の文物関係 告)、筆者には、墓誌やその出土の絶対数が唐代より減少 究会合同研究会でも論議されたのであるが(高橋継男氏報 あり、二〇〇六年八月に開かれた唐代史研究会・宋代史研 唐代石刻研究者からも問題として提起されているところで

誌の収録数は少ない。その理由が那辺にあるかについては、

朝議大

るのは貴重である。これが臨海県出土墓誌群の史料的意義 については、その公開されている数字が格段に伸びること ついてこれだけの数の墓誌が録文された形で紹介されてい せよ、こうした宋元墓誌をめぐる状況の中で、一つの県に を考えれば、他の可能性の検討も必要であろう。いずれに

の一つであり、ここでその内容を取りあげようとする理由

なのである。

系譜の復元 鹿氏を中心に

てみよう。表全体で六九件(うち『臨海出土墓誌』五四件、 表を手がかりに臨海の墓誌群についてもう少し丁寧に見

以下カッコ内の数字は同様)のうちには、宗室若しくはそ

の妻が四件(四件)、理宗謝皇后の外戚である謝氏関係が 四件(三件)、破損して内容が読み取りにくいもの五件(三

件)、などがあるほか、夫婦親子など同一家族の墓誌の出 土が少なくないので、整理すると、三九(三一)の家族の

墓誌があることになる。さらに、それらの家族が姻戚関係

家系を、臨海墓誌群を主たる材料として復元作業をおこな 用についての具体的な検討の例として、鹿氏を中心とする でつながる場合がかなりある。ここでは、新出墓誌群の利

得られるもの、について述べてみたい。 い、墓誌による官僚家系の復元作業とその限界、そこから

である(世代順にならべた)。 鹿氏とその姻族の応氏に直接かかわる墓誌は、次の八件

鹿氏関係墓誌

金部郎鹿何墓誌銘 103

朝散郎知連州鹿公(昌運)墓誌銘(10)

故浦城大夫鹿公(愿)之墓(34)

応氏(鹿愿妻応次昭)墓(35)

故臨海鹿府君(祖烈)壙記(36)

姻族応氏関係墓誌

牟安人(応宏甫継妻)壙志

応次昭の継母

19

故進士応公(訥) 壙記 応次昭の兄(18)

故監岳徐公(邦用)墓志 応宏甫の子応称の舅(21)

が、「進士」と書かれた人物(「進士」の語については、 のが官途についたことが確認できる人物、下線を引いたの る。網をかけているのが、墓誌を残した人物、□で囲んだ

これらを材料に作成したのが、系図1「鹿氏系図」であ

七一頁参照、登第を確認した人物については任官したもの

を口でかこんで下に付した。以下の系図でも同じ方式を用 いる。また、応訥の壙記(18)の撰者である王応之は、文 として□でかこんでいる)である。女子は○で表記し、夫

中に「母党」とあるので、応宏甫の前妻で応訥の生母王氏

ては、さらに多くの史料があるのだが、それらを鹿氏の系 の一族と考えられる。この王氏一族およびその姻族につい

図中に書きこむことは技術的に困難であるので、王氏を中

いた墓誌は次のとおり。 心として系図2を作成し、別掲することとした。 そこで用

朱増壙志 (14) 王玠暨妻范氏壙志 (11)

王玠継室張氏壙志 (12)

有宋進士陳君(容)之墓(22)

陳君卿(容)墓志銘(3) 王象祖撰

校書郎王公夷仲(衟)墓誌銘(葉適・水心先生文集巻

大田先生(王象祖)墓誌銘(呉子良・赤城集巻一六) 王(衟)太孺人唐氏墓誌銘(葉適・水心先生文集巻

のが、建炎元年(一一二七)、まさに南宋王朝と時を同じ まず、鹿氏の代々について通観すると、鹿何が生まれた

くしての生誕である。年代のわかる最後が、鹿祖烈の葬

墓誌を残す人物としては、鹿何が紹興三〇年(一一六〇) に登第したのが最初であるが(鹿何の父、祖父について

がって、鹿氏についての記録が残されていることになる。 残すが、祖烈の子の世代を考えれば、ほぼ南宋一代にまた られた淳祐九年(一二四九)、南宋が滅びるまで三○年を

るように、伯父の鹿汝弼、鹿汝明が兄弟揃って、紹興一二 は、墓誌には贈官しか記されていない)、彼の墓誌にもあ

年(一一四二)に登第している。これが、臨海鹿氏の官僚

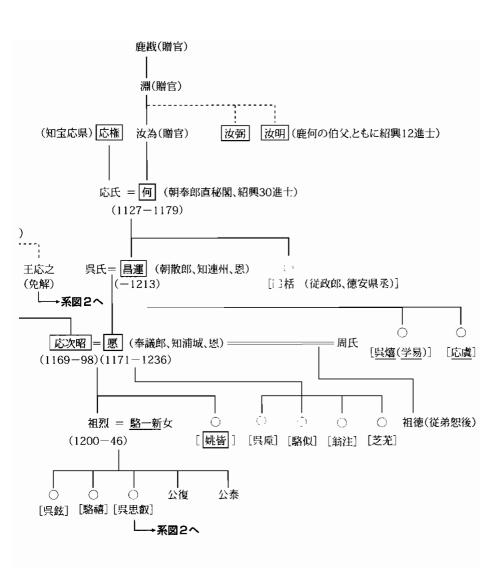
子の昌運に官を与えられた。昌運の墓誌には欠落が多いの で、官歴を完全には追えないが、父の致仕の恩で任ぜられ 五二才で致仕し、官を朝奉郎直秘閣に進められるとともに、 の家としてのスタートであろう。鹿何は、金部郎官のとき、

重ね、朝散郎知連州(誌名に拠る)で終わったようだ。 た温州司戸参軍からスタートして、牧民官を中心に官歴を

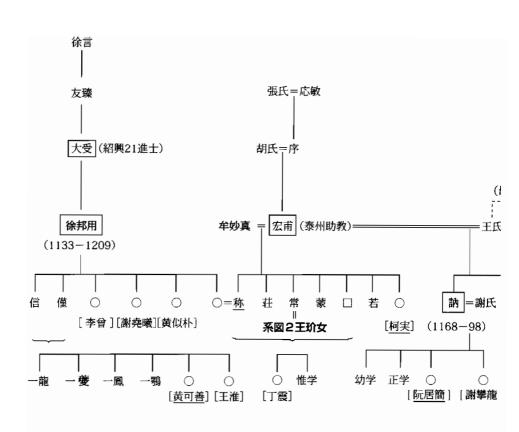
る世代であるが、鹿愿は「父任を以て」官となり、松陽県 さて、次の鹿愿以降が新出墓誌によって知ることができ

歴任しているとはいえ、官僚としてはお世辞にも華やかと 官品では奉議郎を最後に、六六歳で死んでいる。牧民官を 尉、隆興府、紹興府の司理参軍を経て、浦城知県(建寧府)、

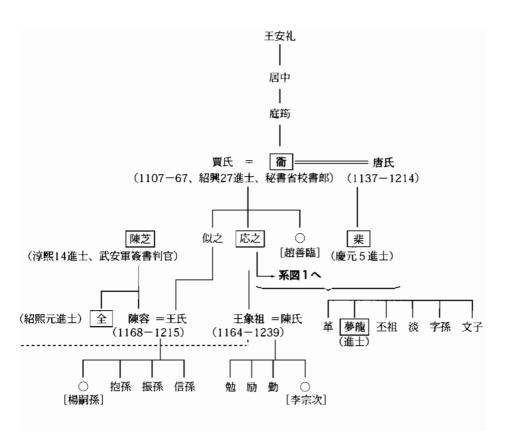
は言えない。そして、愿の子の鹿祖烈は、墓誌に「為文務

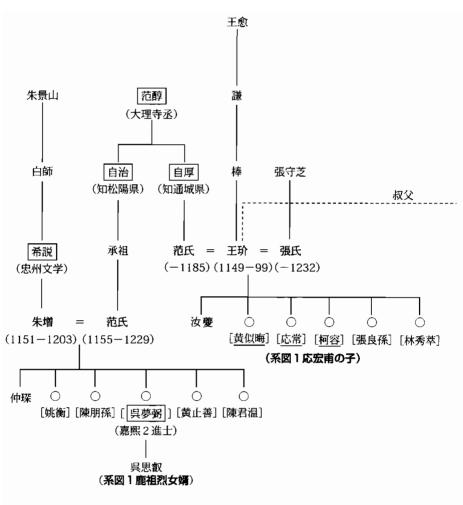


応氏系図



系図1 鹿氏・





系図2 王応之

(一二五八) に五○歳で死ぬまで官途についた痕跡はない。 また「恩」の対象となることもなかったようで、淳祐六年 略無慍色」とあるから、科挙を受験はしたものの合格せず、

> はある。例えば、系図2の王氏のうちの、王衟-王応之-なくなった家が少なくない点に特色がある。もちろん例外 なり、臨海の墓誌群に記録を残す家には、すでに官を出さ

平淡、尤長於詩賦、弗肯鏤刻、由是与時寡合、試輙不中、

系図に登場する祖烈の世代の人物で任官の痕跡を残すの

は、愿の女婿の姚皆が「廸功郎新監池州在城酒税務」の肩

氏は史上から姿を消す。 科挙の合格者の出現により家が興っても、以後の世代に

げることができる。

ると、もはや名が祖烈の墓誌に見えるだけであり、臨海鹿 書で祖烈の墓誌に填諱しているのみであり、次の世代にな

な合格者が出なければ姿を消していく。「恩」や「賞」と 代二代は、「恩」による任官もありうるが、その間に新た 継続していかなければ、「官僚の家」は維持できない。一

科挙登第が組みあわされることによって、家が継続してい

臨海出土墓誌群の多くで見出しうる、過程である。歴代登 いうのが、鹿氏を中心とした系図で見出される、すなわち 「恩」による維持、それが続かなくなって無官の家へ、と くことについては、『成都氏族譜』を材料として、筆者が かつて述べたところであるが、科挙の合格による家の興隆

科や歴代出仕の家が対象である『成都氏族譜』の場合と異

ど)、かなりの割合である。さらに、本人の前後四代(祖父、

含まれているとしても(妻の墓誌の撰者が夫である場合な

その六割をこえる。何らかの事情で任官を記さないものが ものを含めれば、任官が確認できないものは二二件となり、

臨海をこえた人的な拡がりを持っていることや、系図3の 王之望の子孫達も高官を連続して出していることなどを挙

想家である葉適(温州の人)によって書かれているなど、 を妻とし、王衢とその継妻唐氏の墓誌が南宋の代表的な思 県の人)、ついで黄度(新昌の人)といった著名人の女子 王象祖・王棐と続く派が代々官員を出して、王棐が楼鑰(鄞

以外の不明の場合や処士などの官途につかなかった表現の と、在官の有無の検討の対象は三六件となるが、「なし」 宗室、謝氏、残片を除き、さらに夫婦を一件として数える での地位を記した各項目を見ると、「なし」の表記が目に つくことに気づく。『臨海墓誌集録』について見てみると、 こうした点を踏まえて、被葬者とその前後の世代の官界

70

場屋、乃以命自処、毋復為進取計、於是守田園以安分、蒔 以文墨奮、励志読書、試於郷不利」(10謝燁)、「不遂志於 ら科挙における失意である。墓誌の表現を引用すれば、「欲 ついての記述にしばしば見出されるのは、当然のことなが した無官の人々や、恩によると思われる低い官品の人物に は新出土墓誌の史料としての特性があると言えよう。こう 誌が多く含まれるところに、『臨海墓誌集録』の、あるい きない家が一三件であり、四割に近い。こうした階層の墓 父、本人、子)にその範囲を拡げても在官の事実が確認で うな例もある。まず、鹿愿の妻応次昭の弟、応訥の壙記 適進士」の例を見出すことができるばかりでなく、次のよ 集録』所収の石刻には、より多くの「進士」、あるいは「女 容壙志及墓誌銘」でも言及されている。今回の『臨海墓誌 るほか、『臨海墓誌集録』に附録された、丁伋氏の「跋陳 いて、「或当時功令業進士者、皆得称進士」と指摘してい 州金石録』が、巻四「寿聖禅院修造記」(宣和四年)にお に見える「進士」や「女適進士」については、すでに『台 のような人物を指すのであろうか。この時期の台州の石刻

花木以賞心」(17謝開)などをその例に挙げることができ

よう。子や孫の代についての記述にも、「業儒」、「修進士

ほとんどは官を得ないままで終わったであろう。 が、他の文献でその名を確認できる者は皆無であり、その の記述であるから、若年であったゆえということもあろう 就いていない者が多い。もちろん、父や祖父の墓誌の時点 業」などとあって、いまだ科挙の準備段階であり、官途に

で登第の事実が確認できない。こうした「進士」の語はど ことが目立つ。言うまでもなく、そのほとんどは他の史料 たように、女児が「進士」に嫁したことを言う事例の多い その一方で、すでに表の各項について述べた際にも書い

と言えよう。

という推測を、新出の墓誌によって確認することができた

(18)であるが、篆額では「宋故進士応公壙記」となって -71 -

いる。しかし、墓誌の本文には、「君率諸弟一意読書、季

様の例と言えよう。『台州金石録』の「科挙の準備中の者」、 (25) には、「迨帰先君進士陶驥」と書かれているのも、 もあるように、処士で任官していないが、妻の包氏の壙志 あるいは、「故陶処土壙志」(24)の被葬者陶驥は、誌名に ない。まさに、「業進士」の語があてはまる人物である。 あるから、彼は進士登第はもとより、郷試にも合格してい 弟登賢関、君以筆硯久無成、意悒悒不自得、因逃於酒」と

史料がほとんど無いことを考えると、貴重な数字であろう。 宋代における科挙の受験者数と合格者数の比率については ら計算すると、最終合格率は○・一六%ということになる。 う数を見れば、それでもないことは言うまでもない。とす あるから、たんなる受験勉強中の者でもない。嘉泰元年が 徐氏三氏のつながりを示したが、その他にもこの系図に見 による横の広がりである。系図1においては、鹿氏、応氏、 もしそうであれば、翌嘉泰二年の進士登第者数の一一名か れば、この場合は受験者数と見るのが妥当であろう。なお、 貢進士)の数字ではないかという考えであるが、七千とい 殿試の前年ということで想起されるのは、郷試の合格者(郷 進士でないことは、明らかである。ただし、「挙進士」と れている「進士」もまた、科挙の最終合格者に与えられる たことを挙げるまでもなく、その数から見て、ここで言わ 定赤城志』(巻三三・人物門・仕進)によれば、一一人であっ が嘉泰二年(一二〇二)で、この年の台州の進士が、『嘉 進士者逾七千」という一文がある。殿試のおこなわれたの 鹿氏の系図を見たとき、もう一つ目がいくのは婚姻関係 が国の宋代史研究の歴史の中で蓄積があるものの、県レベ 士大夫官僚における婚姻関係については、これまでにも我 係が濃厚に結ばれていることは不思議ではないが、宋代の いる。狭い地域の中の士人階層であるから、相互に婚姻関 陳、徐、范、朱、[呉])が直接間接に婚姻関係で結ばれて 誌が何らかの形でつながり、七ないし八つの家(鹿、応、王、 同一人物である可能性が高い。 娘の嫁ぎ先に応常の名があり、応訥の異母弟である応常と もう一人の妻の范氏を通して朱増 (14) にもつながるほか、 (12、ただし王象祖撰の墓誌は現存しない)。その王玠は、 ら叔父と呼ばれていて、玠の妻張氏の墓誌を書いたとある ことができる。まず、王応之の弟の似之の娘が陳容(22) でに述べたが、この王氏に繋がる婚姻関係の広がりを見る 訥の壙記の撰者が、その母と同族の王応之であることはす 測できる。一方、系図2では、鹿愿の妻応次昭の同母弟応 である可能性が高く、両氏に密接な婚姻関係があったと推 (3) に嫁しており、その一方で、応之の子象祖は王玠か こうしてみると、文集所収のものを含めれば、一六の墓

また、「陳容墓誌銘」(23)に、「有宋嘉泰元年、台之挙

の女婿呉鉉は、火、土、金と続くから考えると、同族の代々

える人物で、鹿昌運の女婿呉熺、鹿愿の女婿呉垕、鹿祖烈

ルの地域社会における婚姻関係をここまで跡付けることが

誌の史料的特性として挙げることができよう。 できた例はあまりないのではないだろうか。これも新出墓

れまでから挙げてきた「同時間性」が、ここでおこなって とがわかるが、石刻史料の一般的な特性として、筆者がこ このように、新出土墓誌には独自の史料的特性があるこ

これについては、王之望からはじまる王氏(前述の王氏と 料的限界としてはたらくことも、触れておかねばならない。 きたような官僚の家の検討の材料とするにあたっては、史

紹興八年(一一三八)の進士、参知政事にまでなった人物

は別)の例を見てみたい。王之望(一一○二−一一七○)は、

で、父の綱が元符年間の進士であるから、北宋時代からの

を系図3として掲げたが、関連する墓誌その他の史料は次 州の王氏としてはここからはじまる。彼の子孫たちの系譜 塩倉に辟されたのをきっかけに台州に定居したという。台 官僚の家であるが、之望はまず父の恩で任官し、監台州支

のとおり。

嘉定赤城志卷三四・人物門三・僑寓(一二三、Sと表記) 王之望妾□壙誌(4、残石で年代不明、④と表記) 王之望墓誌(3、一一七一、③と表記)

永州通判王洤墓誌(11、一二三九、Tと表記)

王鼎臣墓誌(6、一二五九、⑥と表記)

れぞれの人物の箇所に記号を付して注記しているが、当然 時期を異にする複数の史料が残されている。系図3ではそ さて、王氏の場合、このように、大部分の人物について、

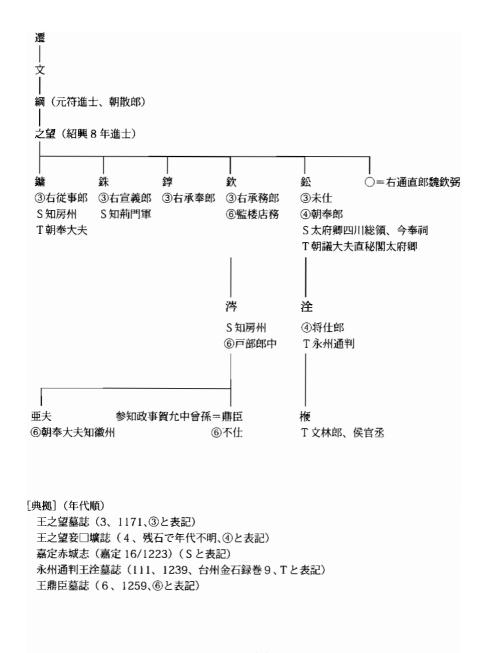
として墓誌を撰文しており、Sでは太府卿四川総領を経て、 王鈆の場合、③では「未仕」であったのが、④では朝奉郎 のことながら、それぞれの史料によって得られる官界での 地位についての情報は異なる。いちばん多くの記事が残る

もしこれらの墓誌のうち③や④しか現存しなければ、我々 でに故人となっていたであろうTで、「朝議大夫直秘閣太 府卿」と表現されているのが、彼の最終の地位であろう。

『嘉定赤城志』であるから、墓誌の出土と関係なく晩年の 定赤城志』に王之望の子として名の挙げられている、知房 状況を知り得るのであるが)。同じようなことは、やはり『嘉

州の鏞が③では右従事郎、知荊門軍の銖が③では右宣義郎

になる(現実には、彼の晩年の地位を伝える史料の一つは はこの人物の官界での地位について大きな誤解をすること その時点では祠禄の官に就いている。そして、おそらくす



系図3 王之望系図

であることにもあてはまる。

姻関係についても豊かな材料を提供してくれることを紹介

ここではマイナスに働いていることを確認しておきたい。り前のことかもしれないが、石刻史料の持つ「同時間性」が、このようなことは、別に取り立てて言う必要もない当た

おりり

なくなる(個々の構成員は登第への努力を重ねているのだなくなる(個々の構成員は登第への努力を重ねているのだら、形成過程について述べた。しかし、「名族志」なるが持、形成過程について述べた。しかし、「名族志」なるが持、形成過程について述べた。しかし、「名族志」なるが持、形成過程について述べた。しかし、「名族志」なるが持、形成過程について述べた。しかし、「名族志」なるがは、の限界もあり、家の衰亡についての事例研究としては不十分であった。今回取りあげた臨海墓誌群ら史料を紹介したように、私はかつて『成都氏族譜』といとなる(個々の構成員は登第への努力を重ねているのだなくなる(個々の構成員は登第への努力を重ねているのだる出仕のみとなり、やがて同世代の中に官を有する者がいるのだる出仕のみとなり、やがて同世代の中に官を有する者がいるのだる出仕のみとなり、やがて同世代の中に官を有するといるのだる出仕のみとなり、やがて同世代の中に官を有する者がいるのだる出仕のみとなり、をがよるである。

家の「その後」を追跡できる史料群であると言えよう。婚が)、こうしたプロセスを具体的に見ることができる点で、

のケーススタディということが言えよう。

を含む)のみを材料として作成してはいるが、四庫全書やた合む)のみを材料として作成してはいるが、四庫全書やいて取りあげてから三〇年の時間の経過がある。すなわついて取りあげてから三〇年の時間の経過がある。すなわし、本稿に掲載した系図は基本的に墓誌(文集所載のものし、本稿に掲載した系図は基本的に墓誌(文集所載のものし、本稿に掲載した系図は基本的に墓誌(文集所載のものと、本稿に掲載した系図は基本的に墓誌(文集所載のもの)のみを材料として作成してはいるが、四庫全書やされて取り、本稿に掲載した系図は基本的に墓誌(文集所載の名)のみを材料として作成してはいるが、四庫全書やされて取ります。

たように、本稿は現段階でどこまでの作業が可能であるかなデジタルツールの存在が、墓誌中に登場する人物の確認なデジタルツールの存在が、墓誌中に登場する人物の確認についても、いまだ使いこなせていない。宋元石刻研究は緒についたばかりであり、デジタルツールも開発の途上で、についたばかりであり、デジタルツールも開発の途上で、についたばかりであり、デジタルツールも開発の途上で、についたばかりであり、デジタルツールも開発の途上で、本稿は現段階でどこまでの作業が可能であるかなデジタルツールの存在が、墓誌中に登場する人物の確認についたばかりであり、デジタルツールも開発の途上で、また方式のでは、本稿は現段階でどこまでの作業が可能であるかなデジタルツールの存在が、墓誌中に登場する人物の確認があるが、またがあるがでは、本稿は現段階でどこまでの作業が可能であるかなデジタルツールの存在が、基本にある。

本稿は、平成一八年度文部科学省科学研究費特定領域

研究A「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成

と展開」(研究代表者近藤一成氏)の分担研究者とし A01-02「中国科挙制度からみた寧波士人社会の形成

させていただいている。あらためて氏に謝意を表したい。 岡元司氏より提供いただいた『台州墓誌集録』を参照 ての成果の一部である。また、文中にも書いたように

誌」に統一した。

(3)『台州金石録』所収の墓誌のうち、「鹿何墓誌銘」(13)の 撰者である楼鑰には『玫媿集』があるが、この墓誌は収め られていない。

- (5) 3の「王之望墓誌」については、その誌名が「宋故資政殿 (4)54は元代に作られた墓誌であるが、対象は宋代の人物であ 大学士左太中大夫襄陽開国伯食邑八百戸食実封二百戸致仕 贈左宣奉大夫王公墓志」とあまりに長いので、略称した。
- (7)『新中国出土墓誌』の集録数で見ると、陜西では、隋ま

(6) 『台州金石録』で無官のものは、「宋府君壙誌」 (12)と、「故

処士林君墓銘」(19)の二つしかない。

が一九三、清以降が一七三、河南では、隋以前一四、唐 でが三二、唐が四六二、五代宋金が二一、元が一五、 一一七、五代宋金四七、元六、明二九八、清以降一八四と

(8)『嘉定赤城志』巻三三・人物門の各登第年の項にもこの三 架閣、鹿汝明は金渓県尉で終わっている。また、この兄弟 人の名前がある。『嘉定赤城志』によれば、鹿汝弼は□部

(9)『嘉定赤城志』巻三三・人物門には、慶元五年の特科に鹿 科に鹿嘉孫、嘉定四年の武科に鹿伯虎(原注 臨海人、字 開(原注 臨海人、字必先、終監南嶽廟)、紹熙元年の武

の後代については史料がなく不明。

文卿、嘉孫之弟)と、臨海鹿姓の人物が見えるが、系譜関

註

- (1) 二〇〇六年のものとして、「史料としての出土墓誌 浙江 省臨海県の場合」(第六回遼金西夏史研究会大会口頭発表)、
- 史料的特性と課題:元朝の題名の場合」(二〇〇六年宋代 史研究会・唐代史研究会合同夏合宿口頭発表)、「「石刻熱 から二〇年」(『アジア遊学』九一)がある。

特性」(『一三、一四世紀東アジア史料通信』 六)、「石刻の 「『臨海墓誌集録』所収資料から見た新出宋元墓誌の史料的

(2)『臨海墓誌集録』、『台州墓志集録』ともに、録文は簡体字 ので、「於」で表記した。また、「墓誌」と「墓志」は「墓 で表記されている。ここでは可能なかぎり常用漢字に戻し て引用することとし、「于」と「於」は確認のすべがない

係は確認できない。

(10)「『成都氏族譜』 小考」(『東洋史研究』 三六 - 三 (1)臨海一県の数として、七千はやはり多いのではないかとい 一九七七)

う疑念は残り、拓影が掲載されていないので確認できない られる。「七十」であれば、郷試合格者数の可能性が高く が、「七千」の箇所が、「七十」の誤読である可能性も考え

『嘉定赤城志』巻一三版籍門一・学田には「吾州多士地也、 なる。石刻史料を有効に活用するためには拓影が不可欠で 試於有司者幾万、而入於学者不満百」とあるから、修辞を あることが、ここでもわかる。ただし、丁氏も引くように

(12)鹿何の女婿□栝も、名前に木の付くことから、呉氏のもう (13)さらに、陳容の女子が嫁した楊嗣孫は、名前から考えて、 一代前である可能性がある。

考慮するとしてもそうずれてもいないのかもしれない。

同族である可能性が高い。もしそうなら、楊嗣参と戴氏と 「故安人戴氏壙誌」(11)の夫の楊嗣参(嘉定元年進士)と

の間の女子二人が外戚の謝氏に嫁しており、婚姻関係はさ

(14)王之望は、『宋史』巻三七二に立伝されているが、ここで 僑寓の記事を引いておく。 は子孫への言及がある『嘉定赤城志』卷三四・人物門三・

らに拡がる。

政事。終資政殿大学士。諡敏粛。紹興初、 王之望、襄陽人、字瞻叔。紹興八年中第、隆興二年参知 寓臨海。事見

今奉祠。孫涔歴金部郎官終知婺州。

国史。子鏞知房州、銖知荊門軍、鈆歴太府卿四川総領、

<u>15</u> 四川在任中の王鈆は、あまり評判が良くなかったらしい。 劉克莊『後村先生大全集』巻八三・玉牒初草・嘉定十二年

弾されたことが書かれている。『嘉定赤城志』で、「今奉祠」 四月辛卯には、「帰装捆載舳艫蔽江」し、「奸険貪惏」と糾

<u>16</u> 多くの官僚を輩出した名門である王之望の子孫達について となっているのは、そのせいであろう。

おり、官歴や婚姻関係の確認に有用である。前註の王鈆の は、文集所収のものをはじめとして各種の史料が残されて

話はその一端であるが、こうした史料の検出が、四庫全書

したことは言うまでもない。王氏についてその一部を紹介 をはじめとする、漢籍データベースの出現によって効率化 しておく。

宋史巻一九四・兵志八

呉郡志巻七・提点刑獄 紹熙元年知常德府王銖言(下略)

王涔 朝奉郎新福建提刑改除、嘉定九年五月到任、九

咸淳臨安志巻五九・貢賦

月宮観

淳祐六年(仁和県)令王亜夫(下略)

徐元杰・楳埜集巻六・応詔薦士狀 宣教郎新知臨安府臨安県王亜夫、生長名門、多識徃行、

才学器識卓爾不凡 (下略)